

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	漁政課	検索番号	1 - 1
法令名	水産業協同組合法	根拠条項	11の4 - 1		
許認可等	漁業協同組合の信用事業規程の認可				
(根拠規定)					
<p>水産業協同組合法第11条の4第1項</p> <p>組合は、第11条第1項第4号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の認可を受けなければならない。</p> <p>・水産業協同組合法第11条の4第2項</p> <p>前項の信用事業規程には、信用事業(第11条第1項第3号及び第4号の事業(これらの事業に附随する事業を含む。)並びに同条第3項から第5項までの事業をいう。以下同じ。)の種類及び事業の実施方法に関して主務政令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>(参考) 主務政令で定める事項...漁業協同組合等の信用事業に関する命令第5条第1項</p>					
(許認可等の基準)					
<p>漁業協同組合の信用事業規程の認可について(平成12年4月3日伺定め:金融監督に当たっての留意事項について-事務ガイドライン-(平成10年6月17日付蔵銀第1659号大蔵省銀行局長、水産庁長官通知)に準拠)</p> <p>1-6 事業運営に当たっての着眼点</p> <p>組合が信用事業を行うに当たっては、取り扱う事業を定款に記載するための法第44条第2項に基づく定款変更認可が必要なほか、法第11条の4第1項の規定により、信用事業規程を定め行政庁の認可を受けなければならないこととされている。この認可を行うに当たっては、事業の適切かつ健全な運営を確保する観点から、</p> <p>自己資本等の財産的基礎が安定しており、かつ、財務内容に問題がないか。</p> <p>業務執行体制及び内部監査体制が整備されているか。</p> <p>事務処理体制が整備されているか</p> <p>に留意するとともに、特に次の事業については、次の点を確認する。</p>					
(1) 債務の保証及び手形の引受け					
手形の引受けについては、併せて外国為替業務を行うこととなっているか。					
(2) 代理窓販業務					
組合が農林中央金庫から受託した代理窓販業務の実施に当たっては、当該組合の事業全般への影響、事務処理体制の整備状況等総合的見地からその適正が確保されているか。					
(3) 両替					
漁協の場合には、信漁連等との間に外国通貨、旅行小切手等の搬送体制が整備されているか。					
(4) 金融先物取引等の受託等					
金融先物取引法(昭和63年法律第77号)第56号の規定による許可を受けているか。					
(5) 金融先渡取引及び為替先渡取引					
事業を開始する際の省令第1条の2第1項に基づく届出が、別紙様式により行われているか。					
(その他)					
添付資料(漁業協同組合等の信用事業に関する省令第2条第2項)					
1 規程の設定の理由を記載した書面					
2 規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本					